

日本防災士会 京都府支部規約

第1条（名称） 本会は日本防災士会京都府支部と称する

第2条（目的） 本会は、日本防災士会の活動理念を具体化し、地域コミュニティづくりに貢献することを目的とする。

第3条（構成・会員） 本会は、本会の目的に賛同する京都府在住または在勤の防災士有志によって構成する。

第4条（事業） 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災・減災に係る知識と技能の研鑽に資する事業。
- (2) 会員相互の交流に資する事業。
- (3) 講演会及び研究会等地域住民を対象とした防災啓発に資する事業。
- (4) 行政や防災関係機関と連携した地域防災力の向上に資する事業。
- (5) その他本会の目的をたっせいするために必要な事業。
- (6)

第5条（事務所） 本会の事務所は以下の住所におく。

京都市下京区五条西洞院西平屋町 420RM ビル 3F

田中 英樹

第6条（役員） 本会は次の役員をおき、もって役員会を構成する。

支部長 1名

副支部長 2名

会計監査 1名

第7条（会議） 本会に次の会議をおく。

総会および役員会

- 2 総会は会員で構成し、毎年1回以上開催して、規約、役員、事業計画の決定、予算および決算のしょうにんを行う。
- 3 役員会は総会の決定に基づき、会務の執行にあたる。また、必要に応じて招集できるものとする。

第8条（会計） 本会の経費は全員から徴収する会費等を持ってこれに当たる

第9条（設立・施行） 本会の設立および規約施行は平成27年4月1日とする。